

剣淵町内における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ(5月27日現在)

政府は、5月25日に緊急事態宣言を全ての都道府県で解除しました。それに伴い剣淵町における各状況をお知らせいたします。

なお、今後の状況により変更等がありましたら、改めてホームページや新聞折込チラシ、広報等でお知らせいたします。また、施設利用の際は、マスク着用のご協力をお願いいたします。

1. 施設等の利用状況

感染拡大防止の観点から各種施設の利用を制限していましたが、次のとおり利用制限を解除します。

なお、手指の消毒や換気など一部使用方法等に制限がありますので、利用申請時に各担当課にご確認ください。

施設名	制限解除状況	お問い合わせ先
学校関係施設(小中学校・高等学校)	6月1日～通常登校	教育委員会 ☎ 26-9025
社会教育施設・体育施設 (町民センター等・町内体育施設)	6月1日～通常利用可能	絵本の館 ☎ 34-2624
絵本の館	6月1日～通常利用可能	住民課 ☎ 26-9026
保育所・学童保育所	6月1日～通常利用可能	健康福祉課 ☎ 34-3955
ふれあい健康センター (会議室・ホール・トレーニング室)	6月1日～通常利用可能	農業振興センター ☎ 34-3311
ふれあい健康センター(公衆浴場)	通常利用可能	町づくり観光課 ☎ 26-9022
食のふるさと館・加工センター	6月1日～通常利用可能	商工会 ☎ 34-2648
レークサイド桜岡 道の駅絵本の里けんぶち	5月18日～通常営業	
町内パークゴルフ場	6月1日～通常利用可能	
まちの駅	5月25日～通常利用可能	

2. 不要マスクの寄付受付について

布製のマスク(通称:アベノマスク)が、政府から全世帯に対し一律2枚配布されることとなっていますが、もしも、お手元に到着後、各ご家庭でご不要とされる場合は、役場及び関係施設窓口で寄付を受け付けます。ただし、未使用、未開封のものに限ります。

ご寄付いただいたマスクについては、必要とされる町内の各施設等に寄贈し有効活用していただきます。

お問い合わせ先：役場総務課 ☎ 26-9021

裏面もあります

(剣淵町役場総務課)